

総務省  
新型インフルエンザ等対策  
行動計画

平成26年2月  
総務省

## I はじめに

新型インフルエンザとは、鳥や豚を介し出現する、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスであり、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

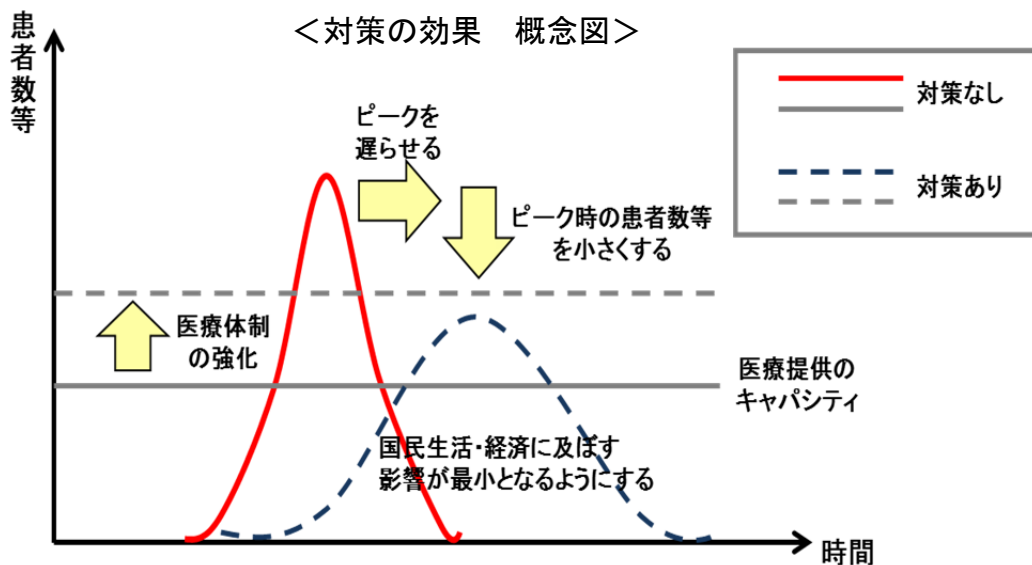
これらの新型インフルエンザ及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国・地方公共団体・事業者等の責務や新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が平成 24 年 4 月に成立し、平成 25 年 4 月に施行された。

その後、特措法第 6 条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等対策の選択肢を示すものとして、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が平成 25 年 6 月に閣議決定された。

総務省としても、新型インフルエンザ等が発生した際に、政府の新型インフルエンザ等対策を実施する中で、総務省が講ずるべき対策を的確かつ迅速に実施するため、政府行動計画を踏まえ、ここに「総務省新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「総務省行動計画」という。）を策定する。

## Ⅱ 基本的な方針

政府行動計画においては、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、①感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること、②国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの2点を主たる目的として対策を講じていく必要があるとする基本方針が示されている。



総務省においても、これらの対策の基本方針に従い、未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期の発生段階毎に取りうる対策をあらかじめ定めておくことを基本とする。

### ＜新型インフルエンザ等の発生段階と状態＞

発生段階	状態
1 未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
2 海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 (海外において持続的なヒトヒト感染が発生。国内では発生していない状態)
3 国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生 全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡可能
4 国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生 患者の接触歴を疫学調査で追跡不可能
5 小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状態

### Ⅲ 各段階における対策

#### 1 未発生期

##### <政府行動計画における総務省関連事項>

###### (1) 実施体制

###### (1)-1 政府行動計画等の作成

国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。（内閣官房、その他全省庁）

###### (1)-2 体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化

- ① 国は、国における取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画の策定の対策のフォローアップを進める。（内閣官房、その他全省庁）
- ② 国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。（内閣官房、その他全省庁）
- ③ 国は、都道府県行動計画、市町村行動計画、指定（地方）公共機関における業務計画の作成、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、行政官等の養成等を支援する。（内閣官房、厚生労働省、関係省庁）
- ④ 国は、都道府県が自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を進めるための必要な支援を行う。（厚生労働省、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁）

###### (3) 情報提供・共有

###### (3)-1 継続的な情報提供

- ① 国は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。（厚生労働省、内閣官房）

###### (4) 予防・まん延防止

###### (4)-1 対策実施のための準備

###### (4)-1-1 個人における対策の普及

- ① 国、都道府県、市町村、学校、事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、

指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(厚生労働省、関係省庁)

- ② 国及び都道府県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。(厚生労働省、関係省庁)

#### (4)-2 予防接種

##### (4)-2-4 基準に該当する事業者の登録

- ① 国は、基準に該当する事業者の登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示する。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)
- ② 国は、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。(厚生労働省、関係省庁)

##### (4)-2-5 接種体制の構築

###### (4)-2-5-1 特定接種

国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。(厚生労働省、関係省庁)

#### (5) 医療

##### (5)-1 地域医療体制の整備

- ② 都道府県等は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。国は都道府県等の医療体制整備の推進を支援する。(厚生労働省、消防庁)

##### (5)-2 国内感染期に備えた医療の確保

- ⑧ 国は、地域感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。(消防庁)

## (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

### (6)-1 業務計画等の策定

- ① 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。（関係省庁）
- ② 国は、指定（地方）公共機関及び登録事業者（以下「指定（地方）公共機関等」という。）の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針を検討する。（関係省庁）

### (6)-2 物資供給の要請等

国は、都道府県と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。（関係省庁）

### (6)-5 物資及び資材の備蓄等

国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

## (1) 実施体制

### ①総務省行動計画の適時の点検・見直し

政府行動計画の適時の点検・見直し等を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した際に、政府の新型インフルエンザ等対策を実施する中で、総務省が講ずるべき対策を的確かつ迅速に実施するために定める本総務省行動計画について、適時の点検を行うとともに、必要に応じ、見直しを行う。

### ②総務省業務継続計画の適時の点検・見直し

総務省がその機能を維持し、必要な業務を継続するために講ずべき措置を定める「総務省本省新型インフルエンザ対応業務継続計画」（平成 22 年 1 月。以下「総務省業務継続計画」という。）について、適時の点検を行うとともに、「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議平成 21 年 8 月）の改定等に対応し、必要に応じ、見直しを行う。

### ③関係省庁との連携強化等

平素からの情報交換や政府の行う新型インフルエンザ等関連の訓練等

を通じ、関係省庁との連携強化や省内の担当者の対応能力の向上に努める。  
※地方公共団体・所管指定公共機関等との関係は、(3) 参照。

## **(2) 総務省内の対応**

### **① 特定接種体制の構築**

特定接種（特措法第 28 条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した際に、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して住民に先んじて行われる予防接種）の対象となり得る総務省職員に対し、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり必要となった場合に速やかに特定接種が実施できるよう、総務省における接種体制を構築する。

### **② 総務省職員の意識向上等**

総務省職員に対して、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 平成 25 年 6 月）における「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」及び「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を周知し、新型インフルエンザ等対策に関する意識向上等を図る。

### **③ 物資の備蓄等**

総務省において新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり必要となるマスク、消毒液等の物品について備蓄を確保し、発生時における対応の準備を行う。

## **(3) 地方公共団体・所管指定公共機関等への対応**

### **① 地方公共団体・所管指定公共機関等との連絡体制の確保等**

新型インフルエンザ等の発生に備え、地方公共団体・所管指定公共機関等（所管する指定公共機関（新型インフルエンザ等が発生した場合に国、地方公共団体と協力して新型インフルエンザ等対策を実施する機関として指定される公益的事業を営む法人等）をはじめとする放送・通信・郵便業の事業者等）との平素からの情報交換を図るとともに、連絡体制を確認する。

なお、消防に関しては、消防機関と衛生主管部局・医療機関が十分な連携を図るよう働きかけるとともに、感染防止について必要な支援を行う。

## ②所管指定公共機関等の業務計画・事業継続計画の策定支援等

所管する指定公共機関による特措法第9条に基づく業務計画の作成を支援し、当該計画が作成・変更された場合は、同条に基づき内閣総理大臣への報告を行う。

また、所管指定公共機関等に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について事業継続計画を策定する等、十分な事前準備を行うよう求め、その準備状況を確認するとともに、従業員に対し基本的な感染対策について周知する等従業員の意識向上に向けた取組を要請する。

さらに、国民生活及び国民経済の安定の確保に関わる指定公共機関等の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、必要に応じ、具体的な対応方針を検討する。

※地方公共団体への行動計画等の作成支援等は、主に内閣官房が行う。

## ③特定接種体制の構築（所管指定公共機関等）＜通知＞

厚生労働大臣が定める基準に該当する所管指定公共機関等について、「特定接種に関する実施要領」（厚生労働省策定）等に基づき、厚生労働省への登録を進める。

また、登録された所管指定公共機関等に対し、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり必要となった場合に、集団的接種を原則として速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築を要請する。

## ④所管指定公共機関等に対する物資供給の要請等＜通知＞

新型インフルエンザ等発生時における医薬品・食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、所管する指定公共機関（日本郵便株式会社）に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制の整備を要請し、必要に応じて支援する。

また、所管指定公共機関等に対し、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄や施設及び設備の整備等を支援し、その状況を確認する。

## （４）国民への情報提供

### ・ e-Gov への掲載等

国民に、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、電子政府の総合窓口（e-Gov）のお知らせ欄への掲載等を通じて、継続的に分かりやすい情報提供を行う。



## 2 海外発生期

### <政府行動計画における総務省関連事項>

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 政府の体制強化等

- ① 国は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、内閣危機管理監が関係省庁と緊急協議を行い、内閣総理大臣に報告するとともに、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ、内閣総理大臣が主宰し全ての国务大臣が出席する新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針について協議・決定する。(内閣官房、その他全省庁)
- ② WHO が新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表するとともに内閣総理大臣に報告する。(厚生労働省)
- ③ ②の報告があった時は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置場所及び期間を国会に報告するとともに、公表する。
- ④ 国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き(緊急を要する場合で意見を聴くいとまがないときを除く。)、政府行動計画に基づき、海外発生期の基本的対処方針について協議・決定し、直ちに公示し、周知を図り、都道府県は都道府県対策本部を設置する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)
- ⑤ 国は、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、必要に応じて基本的対処方針を変更し、公示する。(内閣官房、その他全省庁)
- ⑥ 国は、海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。(厚生労働省、関係省庁)

#### (3) 情報提供・共有

##### (3)-1 情報提供

- ① 国は、国民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係省庁のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関

を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(関係省庁)

- ② このため、国は、政府対策本部及び厚生労働省における広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。国は、対策の実施主体となる省庁が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、政府対策本部が調整する。(内閣官房、関係省庁)

#### (3)-3 コールセンター等の設置

- ① 国は、Q & A等を作成するとともに国のコールセンター等を設置する。(厚生労働省)
- ② 国は、都道府県・市町村に対し、Q & A等を配布した上、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行うよう要請する。(厚生労働省)

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-2 感染症危険情報の発出等

- ④ 国は、事業者に対し、必要に応じ、発生国への出張を避けるよう要請する。また海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。(関係省庁)

##### (4)-5 予防接種

###### (4)-5-3 接種体制

###### (4)-5-3-1 特定接種

- ③ 国は、基本的対処方針を踏まえ、登録事業者の接種対象者、国家公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(厚生労働省、関係省庁)

#### (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

##### (6)-1 事業者の対応

- ① 国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(関係省庁)
- ② 指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び都道府県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。(関係省庁)
- ③ 国は、指定(地方)公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。(関係省庁)

## **(1) 実施体制**

### **①総務省対策連絡会議・幹事会・消防庁緊急対策連絡会議の開催、 当面の総務省対処方針の決定**

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合に、政府において「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（以下「対策閣僚会議」という。）が開催されたときは、必要に応じ、総務大臣を議長とする「総務省新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「総務省対策連絡会議」という。）を開催し、省内の情報共有体制を構築する。また、政府において初動対処方針が決定された場合は、総務省対策連絡会議において、同方針を受けた当面の総務省対処方針を決定する。

その後、必要に応じて、大臣官房企画課長を幹事長とする「総務省新型インフルエンザ等対策連絡会議幹事会」を開催し、総務省対策連絡会議の内容を伝達・周知徹底する。

消防庁においては、対策閣僚会議の開催を受けて、消防庁長官を議長とする「消防庁新型インフルエンザ等緊急対策連絡会議」を設置し、同会議を開催して、当面の対応方針を決定する。

### **②総務省対策本部会合・総務省対策本部幹事会・消防庁緊急対策本部会合の開催、総務省対処方針・対処方針実施要領の決定**

厚生労働大臣から内閣総理大臣への新型インフルエンザ等発生への報告を受け、「新型インフルエンザ等対策本部」（以下「政府対策本部」という。）が設置され、同本部会合の開催により「基本的対処方針」が決定された場合は、総務大臣を本部長とする「総務省新型インフルエンザ等対策本部」（以下「総務省対策本部」という。）会合を開催し、省内体制の構築、地方公共団体における警戒態勢の強化や所管指定公共機関等に対する事業継続準備の要請等を内容とする「総務省対処方針」を決定する。

その後、大臣官房企画課長を幹事長とする「総務省新型インフルエンザ等対策本部幹事会」（以下「総務省対策本部幹事会」という。）を開催し、総務省対処方針の具体的取組の指針である「総務省対処方針実施要領」を決定する。

消防庁においては、政府対策本部の設置・同本部会合の開催を受けて、消防庁長官を本部長とする「消防庁新型インフルエンザ等緊急対策本部」（以下「消防庁対策本部」という。）を設置し、同本部会合を開催して、対応方針を決定する。

なお、状況の変化に応じ、政府において基本的対処方針が変更された場合には、併せて、総務省対処方針等について、必要に応じ、見直しを行う。

### ③緊急即応チームの設置

新型インフルエンザ等への対策を省内横串で実施するため、総務省対策本部の事務局として、官房各課を中心に関係課の新型インフルエンザ等対策業務の担当者をメンバーとする「総務省新型インフルエンザ等緊急即応チーム」を立ち上げる。

### ④地方支分部局等への必要な情報の提供

地方支分部局・附属機関等に対し、必要に応じ、情報提供を行う。  
※地方公共団体・所管指定公共機関等に対しては、(3)参照。

## (2) 総務省内の対応

### ①特定接種の実施

基本的対処方針において、総務省の職員が特定接種の実施対象となったときは、その対象となった職員に対し、本人の同意を得て特定接種を実施する。

### ②総務省職員への健康管理に関する注意喚起等

総務省対処方針等に基づき、総務省職員に対し、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケットの徹底等必要な対応事項について周知する。

また、通勤途中の感染機会を減らすため、職場における業務の状況も勘案しつつ、必要に応じ早出遅出勤務等を実施する。

### ③総務省職員への在外勤務・海外渡航についての指導

外務省から示される感染症危険情報（渡航延期の勧告）等を踏まえ、総務省職員に対し、在外勤務及び海外渡航に係る必要な指導を行う。

### ④物資の備蓄等

引き続き、総務省において新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり必要となるマスク、消毒液等の物品について備蓄を確保し、対応の準備を行う。

## (3) 地方公共団体・所管指定公共機関等への対応

### ①地方公共団体・所管指定公共機関等への情報提供、注意喚起

#### <通知>

基本的対処方針、総務省対処方針をはじめ、政府において決定された方針等及び収集した新型インフルエンザ等に関する情報について、地方公共団体・所管指定公共機関等に対し、迅速に情報提供するとともに、注意喚起を行う。

## ②地方公共団体における適切な対応の要請等〈通知〉

地方公共団体に対し、新型インフルエンザ等対策に係る初動体制の再確認を行うとともに、厚生労働省から地方公共団体に対し、相談窓口やコールセンター等において住民からの問い合わせに適切に対応するよう要請があれば、その周知について協力する。

また、地方公共団体に対し、消防職員が感染者を救急搬送する可能性があることを想定して、感染対策を徹底し、救急搬送に関する関係機関の連携の強化を図るとともに、基本的対処方針において、消防職員等に対する特定接種が実施されることとなる場合に向けた体制を整えるよう要請する。

## ③所管指定公共機関等への感染対策の実施準備要請〈通知〉

所管指定公共機関等に対して、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

また、所管指定公共機関等に対して、必要に応じ、発生国への出張を避けるよう要請し、海外駐在員や海外出張者がいる場合は、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。

※地方公共団体の職員に対する特定接種は厚生労働大臣の指示のもと首長が実施し、指定公共機関等の職員に対する特定接種は厚生労働大臣が実施する。

## ④所管指定公共機関等への事業継続に向けた準備要請〈通知〉

所管指定公共機関等に対して、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。その際、事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ周知を行うとともに、その他の必要な対策を速やかに検討し、措置を講ずる。

## (4) 国民への情報提供

### ・ e-Gov への掲載等

電子政府の総合窓口（e-Gov）のお知らせ欄や総務省ホームページ等を通じて、国民に対し、新型インフルエンザ等に関する最新の情報を、できる限りリアルタイムで提供し、注意喚起を行う。

### 3 国内発生早期

#### <政府行動計画における総務省関連事項>

##### (1) 実施体制

##### (1)-1 基本的対処方針の変更

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

##### (1)-2 政府現地対策本部の設置

国は、発生の状況により、発生の初期の段階における都道府県に対する専門的調査支援のために必要があると認めるときは、政府現地対策本部を設置する。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)

##### (1)-4 緊急事態宣言の措置

##### (1)-4-1 緊急事態宣言

- ① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行うまでの手順は、おおむね、以下のように考えられる。

- ・ 厚生労働省(国立感染症研究所及び検疫所を含む。)は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況やWHOからの情報、積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告する。
- ・ 政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて、公示案として諮問。あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問する。
- ・ 基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの専門的評価があった場合、政府対策本部長が緊急事態宣言を行うことを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、変更案を決定する。
- ・ 政府対策本部長は緊急事態宣言を行うとともに、基本的対処方針を変更する。
- ・ あわせて、政府対策本部長は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告

する。

- ② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

### (3) 情報提供・共有

#### (3)-1 情報提供

- ① 国は、国民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(関係省庁)
- ② 国は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(厚生労働省、関係省庁)

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 国内でのまん延防止対策

- ② 国及び都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係省庁)

### (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

#### (6)-1 事業者の対応

国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。(関係省庁)

#### (6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### (6)-3-1 事業者の対応等

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向

けた取組を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。(関係省庁)

#### (6)-3-3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

#### (6)-3-4 サービス水準に係る国民への呼びかけ

国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、国民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(内閣官房、関係省庁)

### (1) 実施体制

#### ① 総務省対策本部会合・総務省対策本部幹事会・消防庁緊急対策本部会合の開催、総務省対処方針・対処方針実施要領の変更

新型インフルエンザ等の国内発生を受けて、政府対策本部会合が開催され、状況の変化に応じ基本的対処方針が変更された場合は、総務省対策本部会合を開催し、基本的対処方針の変更を踏まえ、必要に応じ、総務省対処方針に変更を加える。

その後、総務省対策本部幹事会を開催し、必要に応じ、総務省対処方針実施要領を変更する。

消防庁においても、政府対策本部会合の開催を受けて、消防庁対策本部会合を開催し、対応方針を決定する。

#### ② 総務省業務継続計画の発動

総務省対策本部において総務省業務継続計画の発動を決定し、速やかにあらかじめ定めておいた人員体制に移行し、これに従って業務を継続する。



### ③新型インフルエンザ等現地対策本部への派遣

特措法第16条に基づき、政府現地対策本部が設置された場合において、必要があると認められるときは、総務省から政府現地対策本部に対し、職員を派遣する。

### ④地方支分部局等への必要な情報の提供

地方支分部局・附属機関等に対し、必要に応じ、情報提供を行う。

## (2) 総務省内の対応

### ①総務省職員への健康管理に関する注意喚起等

総務省対処方針等に基づき、総務省職員に対し、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケットの徹底等必要な対応事項について周知等を行う。

また、通勤途中の感染機会を減らすため、職場における業務の状況も勘案しつつ、必要に応じ早出遅出勤務等を実施する。

### ②総務省職員への在外勤務・海外渡航についての指導

外務省から示される感染症危険情報（渡航延期の勧告）等を踏まえ、総務省職員に対し、在外勤務及び海外渡航に係る必要な指導を行う。

## (3) 地方公共団体・所管指定公共機関等への対応

### ①地方公共団体・所管指定公共機関等への情報提供、注意喚起

#### <通知>

変更された基本的対処方針、総務省対処方針をはじめ、政府において決定された方針等及び収集した新型インフルエンザ等に関する情報について、引き続き、地方公共団体・所管指定公共団体等に対し情報提供及び注意喚起を行う。

### ②地方公共団体における適切な対応の要請等<通知>

地方公共団体に対し、基本的対処方針に示されたまん延防止措置を徹底するよう要請する。

また、地方公共団体に対し、新型インフルエンザ等の感染の疑いのある患者の救急搬送があった場合には、消防庁あて報告するよう依頼するとともに、現場の消防・救急に係る業務継続体制の確認を要請する。

### ③所管指定公共機関等への感染対策の実施要請<通知>

所管指定公共機関等に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

## ＜緊急事態宣言※がされている場合の措置＞

※国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）に行われる宣言。特措法第 32 条に基づき、政府対策本部長が実施し、国会に報告する。

### ④総務省主催の大規模集会の中止等

総務省が主催、共催する大規模集会や興行施設等不特定多数の人が集まる活動について、特措法第 45 条第 2 項に基づき都道府県からの使用制限が行われた場合その他の状況に応じ、中止又は延期する。

### ⑤所管指定公共機関等への業務計画に基づく必要な措置・事業継続の要請＜通知＞

所管する指定公共機関に対して、それぞれの「業務計画」で定めるところにより、新型インフルエンザ等緊急事態における必要な措置（以下「新型インフルエンザ等緊急事態措置」という。）を講ずるよう、要請する。

また、所管指定公共機関等に対して、事業継続計画等に基づき事業を継続するよう要請する。その際、事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行うとともに、その他の必要な対策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。

### ⑥所管指定公共機関等のサービス水準に係る国民への呼びかけ

所管指定公共機関等のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、国民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、これらのサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを及びそれを許容していただくべきことを呼びかける。

## （４）国民への情報提供

### ・ e-Gov への掲載等

電子政府の総合窓口（e-Gov）のお知らせ欄や総務省ホームページ等を通じて、国民に対し、新型インフルエンザ等に関する最新の情報を、できる限りリアルタイムで提供し、注意喚起を行う。

## 4 国内感染期

### <政府行動計画における総務省関連事項>

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 基本的対処方針の変更

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

#### (3) 情報提供・共有

##### (3)-1 情報提供

① 国は、引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(関係省庁)

② 国は、引き続き、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、都道府県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(厚生労働省、関係省庁)

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 国内でのまん延防止対策

① 国及び都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係省庁)

##### (4)-3 予防接種

国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、国は特定接種を、市町村は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)

#### (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

##### (6)-1 事業者の対応

国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(関係省庁)

##### (6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### (6)-3-1 業務の継続等

- ① 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。（関係省庁）
- ② 国は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。（関係省庁）
- (6)-3-3 運送・通信・郵便の確保  
国内発生早期の記載を参照
- (6)-3-4 サービス水準に係る国民への呼びかけ  
国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、国民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（内閣官房、関係省庁）
- (6)-3-11 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等  
国は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定する。（内閣官房、関係省庁）

## （１）実施体制

### ①総務省対策本部会合・総務省対策本部幹事会・消防庁緊急対策本部会合の開催、総務省対処方針・対処方針実施要領の変更

新型インフルエンザ等の国内感染を受けて、政府対策本部会合が開催され、状況の変化に応じ基本的対処方針が変更された場合は、総務省対策本部会合を開催し、基本的対処方針の変更を踏まえ、必要に応じ、総務省対処方針に変更を加える。

その後、総務省対策本部幹事会を開催し、必要に応じ、総務省対処方針実施要領を変更する。

消防庁においても、政府対策本部会合の開催を受けて、消防庁対策本部会合を開催し、対応方針を決定する。

### ②総務省業務継続計画の発動

引き続き、総務省業務継続計画に従い業務を継続する。

### ③新型インフルエンザ等現地对策本部への派遣

特措法第16条に基づき、政府現地对策本部が設置された場合において、必要があると認められるときは、総務省から政府現地对策本部に対し、職員を派遣する。

#### ④地方支分部局等への必要な情報の提供

地方支分部局・附属機関等に対し、必要に応じ、情報提供を行う。

### (2) 総務省内の対応

#### ①総務省職員への健康管理に関する注意喚起等

総務省対処方針等に基づき、総務省職員に対し、手洗い、マスクの着用、咳エチケットの徹底、うがい等必要な対応事項について周知等を行う。

また、通勤途中の感染機会を減らすため、職場における業務の状況も勘案しつつ、必要に応じ早出遅出勤務等を実施する。

#### ②総務省職員への在外勤務・海外渡航についての指導

外務省から示される感染症危険情報（渡航延期の勧告）等を踏まえ、総務省職員に対し、在外勤務及び海外渡航に係る必要な指導を行う。

### (3) 地方公共団体・所管指定公共機関等への対応

#### ①地方公共団体・所管指定公共機関等への情報提供、注意喚起

##### <通知>

変更された基本的対処方針、総務省対処方針をはじめ、政府において決定された方針等及び収集した新型インフルエンザ等に関する情報について、引き続き、地方公共団体・所管指定公共団体等に対し情報提供及び注意喚起を行う。

#### ②所管指定公共機関等への感染対策の実施要請<通知>

所管指定公共機関等に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、引き続き職場における感染対策を講ずるよう要請する。

### <緊急事態宣言がされている場合の措置>

#### ③総務省主催の大規模集会の中止等

総務省が主催・共催する大規模集会や興行施設等不特定多数の人が集まる活動について、特措法第45条第2項に基づき都道府県からの使用制限が行われた場合その他の状況に応じ、中止又は延期する。

#### ④所管指定公共機関等における事業継続の状況や従業員のり患状況等の確認

所管指定公共機関等に対して、事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対応策を速やかに検討する。

#### ⑤ 所管指定公共機関等のサービス水準に係る国民への呼びかけ

所管指定公共機関等のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、国民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、これらのサービス水準が相当程度低下する可能性があることを及びそれを許容していただくべきことを呼びかける。

### (4) 国民への情報提供

#### ・ e-Gov への掲載等

電子政府の総合窓口（e-Gov）のお知らせ欄や総務省ホームページ等を通じて、国民に対し、新型インフルエンザ等に関する最新の情報を、できる限りリアルタイムで提供し、注意喚起を行う。

## 5 小康期

### ＜政府行動計画における総務省関連事項＞

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 基本的対処方針の変更

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

##### (1)-2 緊急事態解除宣言

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行い、国会に報告する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ペースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

##### (1)-3 対策の評価・見直し

国は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、政府行動計画、ガイドライン等の見直しを行う。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)

##### (1)-4 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

### (3) 情報提供・共有

#### (3)-1 情報提供

- ① 国は、引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(関係省庁)

### (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

#### (6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### (6)-2-1 業務の再開

- ① 国は、全国の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(厚生労働省、関係省庁)
- ② 国は、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。(関係省庁)

##### (6)-2-3 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ① 国は、国内の状況等を踏まえ、国内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(内閣官房、関係省庁)
- ② 都道府県、市町村、指定(地方)公共機関は、国と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(厚生労働省、関係省庁)

## (1) 実施体制

### ① 総務省対策本部会合・総務省対策本部幹事会・消防庁緊急対策本部会合の開催、総務省対処方針・対処方針実施要領の変更

新型インフルエンザ等の小康を受けて、政府対策本部会合が開催され、状況の変化に応じ基本的対処方針が変更された場合は、総務省対策本部会合を開催し、基本的対処方針の変更を踏まえ、必要に応じ、総務省対処方針に変更を加える。

その後、総務省対策本部幹事会を開催し、必要に応じ、総務省対処方針実施要領を変更する。

消防庁においても、政府対策本部会合の開催を受けて、消防庁対策本部会合を開催し、対応方針を決定する。

### ② 地方支分部局等への必要な情報の提供

地方支分部局・附属機関等に対し、必要に応じ、情報提供を行う。



### ③対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、総務省行動計画等の見直しを行う。

## (2) 地方公共団体・所管指定公共機関等への対応

### ①地方公共団体・所管指定公共機関等への情報提供、注意喚起

#### <通知>

変更された基本的対処方針、総務省対処方針をはじめ、政府において決定された方針等及び収集した新型インフルエンザ等に関する情報について、引き続き、地方公共団体・所管指定公共団体等に対し情報提供及び注意喚起を行う。

#### <緊急事態宣言がされている場合の措置>

### ②所管指定公共機関等への新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止の要請等<通知>

所管する指定公共機関に対して、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止を要請する。

また、所管指定公共機関等に対して、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小又は中止していた業務について、政府対策本部の方針及び各地域の感染動向を踏まえつつ、再開しても差し支えない旨周知する。

さらに、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、政府対策本部の方針及び各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に必要な支援について検討する。

## (3) 国民への情報提供

### ・ e-Gov への掲載等

電子政府の総合窓口（e-Gov）のお知らせ欄や総務省ホームページ等を通じて、国民に対し、新型インフルエンザ等に関する最新の情報を、できる限りリアルタイムで提供する。

## 総務省の各種会議

<総務省新型インフルエンザ等対策連絡会議> ※*新型インフルエンザ等の発生が疑われ、政府の対策閣僚会議が開かれた場合に開催*

議長 総務大臣  
 議長代理 総務副大臣、総務大臣政務官  
 副議長 事務次官、総務審議官、大臣官房長、消防庁長官  
 会議員 大臣官房総括審議官、大臣官房地域力創造審議官、人事・恩給局長、行政管理局長、行政評価局長、自治行政局長、自治財政局長、自治税務局長、情報通信国際戦略局長、情報流通行政局長、郵政行政部長、総合通信基盤局長、統計局長、政策統括官、消防庁次長

<総務省新型インフルエンザ等対策本部> ※*新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が開かれた場合に開催*

本部長 総務大臣  
 構成員 総務省対策連絡会議（上記）と同じ

<総務省新型インフルエンザ等対策連絡会議（対策本部）幹事会>

幹事長 大臣官房企画課長  
 副幹事長 消防庁総務課長  
 幹事 大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房政策評価広報課長、人事・恩給局総務課長、行政管理局企画調整課長、行政評価局総務課長、自治行政局行政課長、自治行政局地域政策課長、自治財政局財政課長、自治税務局企画課長、情報通信国際戦略局参事官、情報流通行政局総務課長、情報流通行政局郵政行政部企画課長、総合通信基盤局総務課長、統計局総務課長、統計企画管理官、消防庁消防・救急課救急企画室長

<消防庁新型インフルエンザ等緊急対策連絡会議> ※*新型インフルエンザ等の発生が疑われ、政府の対策閣僚会議が開かれた場合に開催*

議長 消防庁長官  
 議長代理 消防庁次長  
 副議長 消防庁国民保護・防災部長、消防庁審議官、消防大学校長、消防研究センター所長  
 会議員 総務課長、消防・救急課長、予防課長、防災課長、参事官、対策官、救急企画室長、消防技術政策室長、危険物保安室長、特殊災害室長、国民保護室長、国民保護運用室長、応急対策室長、広域応援対策官、防災情報室長

<消防庁新型インフルエンザ等緊急対策本部> ※*新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が開かれた場合に開催*

本部長 消防庁長官  
 構成員 消防庁緊急対策連絡会議（上記）と同じ